

# 学生・クリエイター等を対象とした最新デジタル技術による 産業振興プロジェクト企画運営業務 仕様書

## 1 業務名称

学生・クリエイター等を対象とした最新デジタル技術による産業振興プロジェクト企画運営業務

## 2 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

## 3 業務目的

メタバース、NFTなどのWEB3.0の隆盛をはじめ、最新デジタル技術（以下「最新デジタル技術」という。）は、幅広い分野で企業のビジネスや個人の生活を大きく変える可能性のある技術として近年注目を集めており、これらの技術をクリエイターが活用することで、コンテンツ産業の市場拡大や新たなビジネスの創出につながることを期待される。

一方で、最新デジタル技術に関係する団体・企業の多くは首都圏に集中しており、勉強会や作品発表の場も首都圏で開催されることが多い。このままの状況が続けば、京都の有能な人材が首都圏に流出することが懸念される。

そこで、業界関係者、専門家、教育機関等と連携し、市内の学生、クリエイターを対象とした最新デジタル技術に関するセミナー等を開催し、スキルアップやコミュニティ作りを行うとともに、作品・成果物の発表の場や京都市内の関係企業等とのマッチングの場を提供し、将来的な雇用の創出等に繋げることで、本市におけるコンテンツ産業の振興を図る。

## 4 業務内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

### (1) 最新デジタル技術に関するセミナーの企画・開催・運営管理・検証

ア 京都市内の学生及び若手クリエイターを対象としたセミナーを複数回開催すること（講師への謝礼、交通費は委託金に含む）。

イ 開催は原則、実地開催とする。ただし、オンライン、ハイブリッド又は事前の動画配信による学習等、実地開催に限らない開催手法が効率的と考えられる場合にはこの限りではない。

ウ 内容については、業界の現状や動向を踏まえた内容とすること。なお、企画内容の検討や登壇者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

エ 各回50名以上を目標に参加者を集めること。

オ 参加者には、開催ごとにアンケートを実施すること。

(2) 最新デジタル技術を活用した作品・成果物の発表の場の企画・運営及び学生・若手クリエイターと市内企業とのマッチングの場づくり

ア 前記(1)のセミナーと連携した内容とする。なお、企画内容の検討に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

イ 開催については、デジタル作品という特性を踏まえ、実地、オンライン、ハイブリッド等、最も効果的な開催手法を検討し、京都市と協議したうえで決定すること。

ウ 作品・成果物の発表の場には、100名以上の学生・若手クリエイターの参加を確保すること。

エ 京都市内の関係企業等とのマッチングを目的とすることから、これまで類似の事業に参加実績のない企業も含め、幅広い業種の多様な企業の参加を促すこと。

## 5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

画像やデザイン、映像、音声等のコンテンツ制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

## 6 業務報告

委託業務完了後速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に電子データを本市に提出すること。報告書については、以下の内容を踏まえたものを提出することとする。

- ・ 実施事業の概要
- ・ アンケート集約結果及び事業効果の分析結果
- ・ 参加者数及び参加者リスト

## 7 留意点

### (1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗よく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市との会議又は打合せを行う必要があるときは、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

(7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。